

質 疑 応 答 書

業務名

三豊市小学校GIGAスクール端末売買及び処分業務

番 号	対象箇所	質 問 事 項	回 答
1	三豊市小学校GIGAスクール端末売買及び処分業務仕様書の「3業務内容」	「(2)GIGAスクール端末に含まれるデータの消去を、「8. 処分方法」に定める方法で確実に実行し、端末毎にデータ消去完了証明書を発行する。データ消去の再委託は行わない。」とあります。 小型家電リサイクルの認定を受けているスキームの中で、データ消去を外部委託している場合は「再委託承諾願」等を提出の上、承諾頂くことは可能でしょうか？ 他の自治体でも「原則、再委託禁止だが書面にて承諾を受けた場合は再委託可能」としています。	再委託は不可とします。本業務におけるデータ消去作業は、児童生徒および学校関係者の個人情報並びに情報セキュリティの完全な確保を最優先とするため、仕様書に記載のとおりデータ消去作業の再委託は認めません。
2	三豊市小学校GIGAスクール端末売買及び処分業務仕様書の「8処分方法」	「(4)データ消去作業はADEC(データ適正消去実行証明協議会)の消去プロセス認定を最高レーティングで受けた事業者で行うこと。また、データ消去方法・作業場所および作業を行う事業者を、事前に甲へ報告すること。」とあります。 この要件を「データ消去作業はADEC(データ適正消去実行証明協議会)の消去プロセス認定を受けた事業者、又はこれと同等の第三者認証を受けた事業者で行うこと。」に変更できないでしょうか？ 他の自治体の入札仕様書と比較して全体的に要件が厳しい為、入札参加者が限定され、結果的に落札単価の低下に繋がる可能性があります。	変更いたします。データ消去作業の要件は以下の通り仕様書の表記を変更いたします。 (4)データ消去作業はADEC(データ適正消去実行証明協議会)の消去プロセス認定を受けた事業者、又はこれと同等の第三者認証を受けた事業者で行うこと。また、データ消去方法・作業場所および作業を行う事業者を、事前に甲へ報告すること。

3	2. 受注条件	(3)過去10年間業務上における個人情報 の漏えい、紛失等の事故、または廃棄 物の不適切処理(不法投棄等)による重大 な過失や法令違反を引き起こしていない こと。とありますが、 (1)の小型家電リサイクル法の認定事 業者 (2)資源有効利用促進法の製造事業者 のどちらかのみが入札への参加資格を 持っており、(3)の重大な過失や法令違 反 を引き起こしていた場合はその資格を失 う という認識でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりとなります。 受注条件については(1),(2)を統合して以 下の通りとさせていただきますので仕様 書を改めてご確認ください。 (1)使用済小型電子機器等の再資源化 の促進に関する法律(平成24年法律第 57号。以下「小型家電リサイクル法」とい う。)第10条第3項の認定を受けているこ と。(なお、収集を行う区域に香川県を含 んでいるものに限る。)または資源の有 効な利用の促進に関する法律(平成3年 法律第48号。以下「資源有効利用促進 法」という。)に基づく製造事業者等であ ることのいずれかを満たしていること。
4	2. 受注条件	(2)資源有効利用促進法の製造事業者 とはこの場合Apple社のみで有り、ディス トリビューターは製造事業者にあたらない という認識でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりとなります。
5	8. 処分方法 (4)につい て	データ消去作業はADECの消去プロセス 認定を最高レーティングで受けた事業者 で 行なうこと。とありますが入札前にADEC の消去プロセス認定書を提出する必要 が有るかと思いますがその認識でよろし いでしょうか？	お見込みのとおりとなります。